

米政策に対する意見

令和 2 年 11 月 26 日

公益社団法人 日本農業法人協会

平成 30 年産から、行政による生産数量目標の配分が廃止され、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようになっていきます。

日本農業法人協会のメンバーは、実需者・消費者等への販路を自ら切り拓き、拡大するとともに、契約栽培も活用しながら、需要に応じた安定した生産販売を行ってきています。

また、担い手農業者として、地域の農業者と協調しながら飼料用米・加工用米・輸出米等の非主食用米や麦・大豆等の生産にも積極的に取り組み、水田フル活用を実践しています。

このことを踏まえて、当協会としては、下記のとおり考え、行動してまいりますので、ご検討・ご支援方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 当協会は、平成 30 年産以前に戻るような、国・都道府県等の行政配分による生産調整には反対します。
特に、販路を有し、販売の見通しがあるものについて、生産抑制を強要するようなことは、あってはならないと考えます。
2. 当協会は、生産調整はそれぞれの生産者がその販路・販売状況を踏まえて判断すべきものであると考えます。
したがって、生産者は集荷業者・団体を通じて販売する場合には、そのコメの販路・販売状況に関する情報を求め、集荷業者・団体は、集荷したコメの販路・販売状況を生産者に明確に伝える必要があると考えます。
3. 地域の再生協議会においては、それぞれの生産者又は集荷業者・団体が令和 2 年産の生産状況・売れ残りの見通し・今後の販売の見通しなどを明確に示したうえで、公正かつ活発な議論を行う必要があります。
地域再生協議会の他のメンバーが適切な対応を行うことを前提に、当協会は協会会員に対して、適切な対応を行うように要請します。

4. 当協会は、米問題について重要なことは農業者の所得を確保することであり、そのためには、生産コストの削減と流通コストの削減が極めて重要であると考えます。
そのため、農地の集積・集約化を本格的に進めるとともに、生産資材価格の国際価格への引下げ、実需者・消費者への直接販売の拡大に、農業関係者が真剣に取り組むことが必要であると考えます。
5. 当協会会員は、積極的に輸出に取り組めます。しかし、輸出への取り組みは、農業者ごと・産地ごとでは安売り競争になるため、米集荷が最多の全農中心に、オールジャパンの体制を構築する必要があると考えます。
6. 当協会は協会会員に対し、価格変動に対処できるよう、収入保険などのセーフティネットへ加入するよう要請します。

以上